



# Tax Newsflash

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2015年12月2日号

※本ニュースレターは、[英文\(または中文\)](#)ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文または中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 中国国家税务总局が企業所得税の優遇政策事項の処理弁法を公布

中国国家税务总局は2015年11月20日に「企業所得税の優遇政策事項の処理弁法」(国家税务总局公告2015年第76号:以下「弁法」)を公布した。これは、居住者企業が企業所得税の優遇政策の適用を受ける際の届出(中国語では“备(備)案”)の手続について明らかにしたものである。「弁法」の施行により、税務機関と企業双方の権限と責任の区分が明確になり、納税者は優遇政策の適用を受け易くなる。しかしながら、納税者は優遇政策の適用要件を満たしているか否かを自ら判断しなければならないという点に留意する必要がある。もし判断に誤りがあれば、税額および滞納金の追徴を受ける可能性がある。「弁法」は2015年度以降の企業所得税の優遇政策事項に関する処理業務に適用される。

### (1) 政策の背景

中国国务院の指示に従い、政府機能の転換、税務機関と企業の責任と権限の明確化、企業の負担の軽減という原則の下で、国家税务总局は多くの租税にかかわる審査認可事項を整理し、関連通達を公布して、企業所得税の優遇事項に対する審査認可をすべて取り消し、一律に届出管理方式によることを明らかにした。

### (2) 「弁法」の要点

#### 1) 適用範囲

「弁法」は居住者企業向けの各種の企業所得税の優遇政策に適用され、それらは「企業所得税の優遇事項の届出管理目録」にまとめられている。当該目録は国家税务总局が作成し、適宜更新する。2015年版の目録には、免税収入、収入減額、損金追加控除、加速減価償却、所得の減免、課税所得控除、軽減税率、税額控除、民族自治地方における地方帰属部分の減免等を含む、併せて55の優遇政策が列挙されている。

#### 2) 届出のプロセス

租税優遇政策の適用要件を満たしているか否かを自ら判断することを前提として、企業所得税の優遇適用を受けようとする企業は、税務機関に「企業所得税優遇事項届出表」(以下「届出表」)を提出するほか、要求に従って関連の資料も添付し、届出手続を行わなければならない<sup>1</sup>。企業が同時に複数の租税優遇の適用を受けようとする場合、あるいはある租税優遇についてプロジェクトごとに分けて計算する必要がある場合、それぞれについて届出を行わ

<sup>1</sup> 半数以上の優遇政策は「届出表」のみを提出すればよく、小規模低利益企業の優遇および加速減価償却政策については「届出表」の提出も免除される。

なければならない。企業は「届出表」およびその他の届出資料の真実性、合法性に対して法律責任を負う。

税務機関が届出を受理する際には、届出資料に対する形式審査を行うのみで、企業の届出資料の真実性の確認は行わない。「届出表」が規定の形式に合い、記載内容が整い、添付資料がそろっていれば、税務機関はその場で受理するか、あるいは電子届出情報を受け取ってから 2 営業日以内に届出を受理しなければならない。

### 3) 届出の時期

企業が期間減免税の適用を受ける場合、当該優遇の適用開始年度の確定申告までに届出を行わなければならない。減免税の適用期間において、届出内容に変更がなければ、再度届出手続を行う必要はない。

企業がその他の優遇政策の適用を受ける場合、年度ごとに確定申告の期限までに届出手続を行わなければならない。

ごく一部の租税優遇は確定申告時にのみ適用できるが(例えば、追加控除政策等)、その他の大部分の租税優遇は仮申告時にも適用できる。ただし、企業が仮申告時にある租税優遇を適用していることに対して税務機関が疑問を持った場合、必要であれば、企業に対して事前に届出手続を行うよう求めることができる。

### 4) 資料の保管

優遇政策の適用を受ける企業は届出手続を行うほか、「弁法」の要求に従って一定の資料(調査に備えて保管すべき資料)を適切に保管しなければならない。税務機関は企業に対して、当該企業が優遇政策の適用要件を満たしていることを証明するために、それらの資料を期限までに提出するよう求めることができる。企業はそれらの資料の真実性、合法性に対しても法律責任を負う。

「企業所得税の優遇事項の届出管理目録」では、各優遇政策について、調査に備えて保管すべき資料を列挙している。一部の政策については、省レベルの税務機関がその他の資料を追加することもできる。

資料の保管期間は、優遇事項の適用を受けた後 10

年間であるが、税法の規定と会計処理に差異がある優遇事項については、当該優遇事項の有効期限満了後 10 年間とされている。

### 5) 省を跨って経営する企業の届出

省を跨って経営する一括納税企業の場合、一部の優遇政策に係る届出は分支機構が所在地で行う。このような優遇政策には主に、所得の減免、損金追加控除、区域性的租税優遇、専用設備投資の税額控除等が含まれる。その他の優遇政策は総機構が統一的に届出を行う。また、総機構は分支機構による優遇適用の届出状況をまとめて、そのリストを年度申告表と併せて総機構の所轄税務機関に提出しなければならない。

### 6) 適時に届出を行わなかった場合

企業が既に企業所得税の優遇適用を受けたが、規定に従って届出を行っていない場合、企業がそのことに気づいた場合は、速やかに届出手続を行い、調査に備えて保管すべき資料も併せて提出しなければならない。また、税務機関が気づいた場合は、企業に対して、期限までに届出を行い、かつ調査に備えて保管すべき資料を提出するよう命じなければならない。

上述の状況において、税務機関による審査の結果、企業は優遇政策の適用要件を満たしていると認められた場合は、企業が規定に従って関連資料を提出しなかったという行為に対して処罰をしなければならない。審査の結果、企業は優遇政策の適用要件を満たしていないと認められた場合は、優遇適用を取り消し、税額を追徴するとともに、滞納金を課さなければならない。

### 7) 「弁法」の実施時期

「弁法」は 2015 年以降の年度の企業所得税の優遇政策事項の処理業務に適用される。ただし、企業がそれより前に既に審査認可、審査または届出手続を行った期間減免税については、改めて届出を行う必要はない。

## (3) デロイトのコメント

「弁法」は、企業所得税の優遇政策事項の管理方式をこれまでの事前認可方式から転換することを、文書の形で表したものといえる。納税者は今後、従来よりも容易に、少しの簡易的な書類のみを提出すれば、企業所得税の優遇政策の適用を受けられる

ようになる。また、「弁法」は目録の形で各優遇政策に係る届出資料および調査に備えて保管すべき資料を明確にしていることから、納税者が優遇政策の適用を受ける際の手引きともなる。

しかしながら、優遇政策事項の管理方式の転換により、納税者は優遇政策が適用できるか否かの判断に自ら責任を負うことになり、企業のコンプライアンス管理に対する要求も高くなる。新しい管理方式の下では、従来の事前認可方式と比べて、企業の不確実性も高まる。企業と税務機関の間で優遇政策の適用性に関する判断が異なるとしても、そのことが優遇政策の適用を受けるようになってから分かり、結果として企業は税額および滞納金を追徴される可能性がある。税務機関が事後管理に重きを置くようになるにつれ、企業にとっては、租税優遇政策に関する規定を正しく理解し、適用すること、税務機関が優遇政策の適用に疑問を持った場合に適切に対応し、優遇政策の適用要件を満たすことを証明するために適切な資料を提出できるようにしておくことがより重要になる。

「弁法」は 2015 年度から適用されるため、2015 年度に企業所得税の優遇政策の適用を受けることを予定している企業は、約半年の間<sup>2)</sup>に「弁法」の要求に従って届出手続を行うことができるように準備を始め、調査に備えて保管すべき資料を収集、作成しておく必要がある。

関連通達：

[「企業所得税の優遇政策事項の処理弁法」の発布に関する公告\(国家税務総局公告2015年第76号\)](#)  
([中国国家税務総局ウェブサイト\(中国語\)](#))

[企業所得税の優遇事項の届出管理目録\(2015年版\)](#)([中国国家税務総局ウェブサイト\(中国語、Word\)](#))

---

<sup>2)</sup> 2015 年度の企業所得税の確定申告期限は 2016 年 5 月 31 日である。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: [emiko.okubo@tohatsu.co.jp](mailto:emiko.okubo@tohatsu.co.jp)

### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。